

【佐治発電所など水力発電所2か所の電力売却】

令和2年12月18日

質問事項に対する回答書

	質問事項	回 答	該当箇所等
1	添付書類のうち、小売電気事業の登録を受けていることを証する書類について、みなし小売事業者につき、経済産業大臣に提出した「小売電気事業者登録申請書」の写しの提出で代えることは可能でしょうか。	可能です。	入札説明書 6の(4)
2	電力供給実績が発電実績を上回ることを証する書類について、資源エネルギー庁のホームページに公表されている資料の提出で代えることは可能でしょうか。	可能です。	入札説明書 6の(4)
3	財務諸表について、連結財務諸表の提出でもよいでしょうか。個別のキャッシュフロー計算書は作成していません。	連結ではなく、事業者自らの財務諸表を提出してください。キャッシュフロー計算書についても同様です。作成していない場合は、キャッシュフロー計算書に相当するものを作成して提出してください。	入札説明書 6の(4)
4	直近1年分の30分または1時間値をExcelデータで頂くことは可能でしょうか	仕様書の別紙1に1時間値をPDFファイルで添付しています。なお、入札参加資格が認められた者で希望する場合は、Excel形式のデータを提供します。	仕様書 第1章の4 の(2)及び別 紙1
5	非化石価値は付属していますか。	付属しています。仕様書の第2章の1の(4)で明記しています。	仕様書 第2章の1 の(4) 他
6	購入した売却電力量は鳥取県内へ全量供給するものとするが、証書として分離された非化石価値にも使用制限があるのでしょうか。	仕様書の第3章の4の(1)で、「非化石価値も含め鳥取県内に全量供給するもの」と明記しており、本県内で使用する必要があります。	仕様書 第3章の4 の(1)
7	落札後に提出する非化石価値単価については、公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	公表はしません。	入札説明書 12の(4)
8	仕様書記載の「県内に全量供給」したことを証する書類について、供給件数が多数に及ぶこと等からその方法について、協議いただくことは可能でしょうか。	「県内に全量供給」したことを証する書類として提出が必要なものは、仕様書の第3章の4の(2)に記載のとおりです。提出方法について協議することは可能です。	仕様書 第3章の4 の(2)
9	発電見込みについて、精度は翌日及び翌々日の発電見込みに劣るものでも構いませんので、翌週の発電見込み等も通知いただくことは可能でしょうか。	仕様書の第1章の5に記載の発電見込みについて、週1回、翌週分の発電見込みを通知することは可能です。ただし、その通知内容に変更が生じた場合でも、修正の通知は行いません。	仕様書 第1章の5

10	消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が令和5年10月から導入されますが、貴県との取引における消費税の取扱いをご教示ください。	受給契約にかかる取引(売上)については、インボイス制度に沿った事務処理を行います。	仕様書 第2章の1
11	落札後に契約書の記載内容について協議いただくことは可能でしょうか。	落札後に記載内容について協議することは可能ですが、内容の修正については原則として予定していません。	電力受給契約書案
12	落札後の契約保証金の免除について、全省庁統一資格を得ている場合、当該参加資格に加え、過去2年間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、現在契約している受給契約の実績を提出することで、契約保証金を免除いただくことは可能でしょうか	お見込みのとおり可能です。 なお、全省庁統一資格がなくても、本県の競争入札参加資格者名簿に登録されていれば、同様の実績提出により免除は可能です。	入札説明書 11の(2)、12の(3)及び様式「契約保証金免除申請書」
13	現契約者を教えていただくことは可能でしょうか。	仕様書等に係る疑義説明とは関係ないものと考えますので、お答えできません。	—